# 5 安心して医療を受けたい

後期高齢者医療制度 ・・・・・・	• •	• •	•	•	•	• 58	٤
福祉医療費助成制度(重度心身障がい	)者等	笋)	•	•	•	•6	1
はり・きゅう・マッサージ施術料助原	戈制度	于 •	•	•	•	• 6:	2

### 後期高齢者医療制度

#### ○ 対象となる方

- (1) 75 歳以上の方(生活保護を受けている方は除く)
- (2) 65 歳~75 歳未満の方のうち、つぎの程度の心身の障がいがあり、 岐阜県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方
  - 身体障害者手帳 1~3級
  - 身体障害者手帳4級の一部(音声、言語、下肢の障害の一部)
  - 精神障害者保健福祉手帳 1 · 2 級
  - 療育手帳A1・A2
  - 障害年金受給者(法で定められた方)

#### ○ 対象となる日

- (1)満75歳の誕生日当日
- (2) 65 歳~75 歳未満の方で一定の障がいがある人は、広域連合の認定を受けた日
- (3) 適用除外条件に該当しなくなったとき(生活保護の廃止等)
- (4) 他の都道府県の後期高齢者医療被保険者が、転入した日

#### ○ 医療を受けるときは(令和7年8月1日現在)

病院、医院、薬局などの窓口へマイナ保険証または後期高齢者医療資格確認書をご提示ください。

#### ○ 費用の一部負担(令和7年4月1日現在)

所得による区分		窓口で	【1か月の負担の上限】
	別句による区別	の負担	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	Ⅲ課税所得 690 万円以上		252,600 円+(総医療費-842,000
所得者			円)×1% [140,100円] 注1
	Ⅱ課税所得380万円以上	3 割	167,400 円+(総医療費-558,000
			円)×1% [93,000円] 注1
	I 課税所得 145 万円以上		80,100 円+(総医療費-267,000
			円)×1% [44,400円] 注1



所得による区分		窓口で	【1か月の負担の上限】			
別待による区分		の負担	外来(個人ごと)	外来+入院		
				(世帯ごと)		
一般	П	2割	6,000 円+(総医療費-30,000 円)× 10% または18,000円のいずれか低い額 注2,3,4	57, 600 円 [44, 400 円] 注 1		
一般	I	1割	18,000円 注2	57,600円 [44,400円] 注1		
市民税非課税世帯	区分II 区分I	1割	8,000円 注2	24,600 円       15,000 円		

<sup>※</sup>入院時の食事代や差額ベッド料などは、支給の対象外となります。

- 注1 [ ]内は過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目 以降の限度額です。
- 注2 年間(8月~翌年7月)の限度額は、144,000円です。
- 注3 総医療費が30,000 円未満の場合は、30,000 円として計算します。
- 注4 窓口負担割合引き上げの配慮措置として、令和4年10月1日から3年間、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

#### 【75歳の誕生日を迎える月の自己負担額の特例】

75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険(国民健康保険など)と「誕生日以降の後期高齢者医療制度」の両方の自己負担限度額がそれぞれ半額となります。

#### 【入院中の食事に係る負担】

			1 食当たりの食事代				
	所	得	0	区	分	指定難病 患者	それ以外の 患者
現役並み	所得者	广、一般	ξⅡ、-	·般 I		300 円	510 円
- 90 日までの入院		24	240 円				
区分Ⅱ				19	190 円		
区分 I						11	0 円

※ 適用区分が区分IIの認定を受けている期間で、過去の12か月の入院日数の合計が90日を超える方は、長期入院該当者として、食事代が減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、申請してください。

#### 【特定疾病にかかる医療】

つぎの特定疾病に係る医療を受けている方で、広域連合の認定を受けたときは、 1 か月の一部負担金の限度額が 10,000 円となります。

- ●人工透析を実施している慢性腎不全
- ●血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固WI因子障害又は先天性血液凝固 IX因子障害
- ●抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
- ○所得の区分について

所得の区分	対象となる方	自己負担割合
現役並み 所得者	被保険者本人の住民税課税所得が 145 万円以上の方     同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる方  現役並み所得者であっても、次のいずれかに該当し、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を提出し認定された方は「一般 I 」または「一般 II」になります(広域連合で収入の把握ができた方は除く)。     彼保険者が 2 人以上で、収入の合計額が 520 万円未満の方 ② 被保険者が 1 人で、収入の額が 383 万円未満の方 ③ 被保険者が 1 人で、収入の額が 383 万円以上の場合、かつ70 歳から 74 歳の方の収入も含めた合計額が 520 万円未満の方      おから 74 歳の方の収入も含めた合計額が 520 万円未満の方     おから 74 歳の方の収入も含めた合計額が 520 万円未満の方     おおおおります。     おおおります。     おおおおります。     おおおります。     おおおりまする。     おおおります。     おおおおおります。     おおおります。     おおおります。     おおおります。     おおおおります。     おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおます。     おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	3割
一般Ⅱ	<ul> <li>世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の方の課税所得が 28 万円以上で以下に該当する方</li> <li>①世帯に被保険者が1人で、「年金収入+その他の合計所得金額」が 200 万円以上</li> <li>②世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の「年金収入+その他の合計 所得金額」の合計が320万円以上</li> </ul>	2 割
一般I	• 現役並みの所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方	
区分Ⅱ	• 世帯の全員が住民税非課税の方で、区分 I 以外の方	
区分I	• 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得(年金の所得は控除額 を80万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を 控除)が0円となる方	1割

#### ○ 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った方に、 50,000円が支給されます。

★ 問い合わせ先 福祉医療課 後期高齢者医療係 電話 214-2128 (直通)

### 福祉医療費助成制度(重度心身障がい者等)

病気などのため、医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成します。(入院時の食事代や健康保険の適用ではない診療については助成されません。)

#### ○ 対象者

下記のいずれかに該当する方 (所得制限があります)

- (1) 身体障害者手帳 1~3級
- (2) 療育手帳A・A1・A2・B1
- (3) 戦傷病者手帳特別項症から第4項症までで身体障害者手帳4級
- (4) 65 歳以上で 6 カ月以上寝たきりのため常時介護を受ける方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

#### ○ 申請に必要なものと申請場所

- 必要なもの・・・(1)健康保険の被保険者資格情報が確認できるもの
  - (2)身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、 ねたきり状態認定判定書、精神障害者保健福祉手帳
  - (3)申請者の本人確認ができる書類
  - (4)転入の方は所得課税証明書(本人、配偶者、扶養義務者等のものが必要です。なお、所定の同意書を提出できた方は、当該証明書が不要になります。 詳細は福祉医療課へお尋ねください。)

申請場所・・・・福祉医療課、各事務所、各保健センター、 福祉事務所柳津分室

★ 問い合わせ先 福祉医療課 福祉医療係 電話 214-2127 (直通)

2

## はり・きゅう・マッサージ施術料助成制度

高齢者の健康保持のため、保険外ではり・きゅう・マッサージを受ける際、その施術料の一部を助成しています。

- 対象となる方
  - (1) 70歳以上の方
  - (2) 70 歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳 1・2 級に該当する方 (ただし、(1)、(2) とも所得制限あり)
- 助成の内容

はり・きゅう・マッサージ受療補助券を1年分として最大6枚交付します。 受療補助券を利用した場合、本市で定めた施術料の3分の1の負担(1,400円)で施術が受けられます。

() 申請書類

保険外はり・きゅう・マッサージ等受療補助券交付申請書

○ 申し込みに必要なものと申請場所

必要なもの・・・(1) 身体障害者手帳

(「対象となる人」の(2)に該当する方のみ)

(2) 所得課税証明 (課税証明書)

「1月~5月に申請する場合」

前年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった方のみ

[6月~12月に申請する場合]

本年の1月1日に岐阜市に住民票がなかった方 のみ

申請場所・・・・高齢福祉課・各事務所・各保健センター・ 福祉事務所柳津分室

★問い合わせ先 高齢福祉課 生きがい対策係 電話 214-2173 (直通)